

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
(継続許可申請) 第四条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。 い。 一 三 略 四 当該広告物又は掲出物件に係る条例第十条の二第一項の点検(前項第三号の期間の初日前二月以内に行つたものに限る。) の結果を記載した別に定める様式による報告書 (変更等許可申請) 第五条 条例第四条第五項(条例第六条第八項において準用する場合を含む。) の規定により許可を受けようとする者は、変更又は改造をしようとする日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を 知事に提出しなければならない。 一 九 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。 い。 一 変更又は改造の内容を示す図書 二 変更等許可申請時前五日以内に撮影した当該広告物又は掲出物件のカラー写真 三 当該広告物又は掲出物件に係る条例第十条の二第一項の点検(前項第八号の日前二月以内に行つたものに限る。) の結果を記載した別に定める様式による報告書 (点検させる者を特定の資格を有する者とする広告物等) 第十三条の二 条例第十条の二第一項本文の規則で定める大規模な広告物又は掲出物件は、その高さが四メートルを超える広告物又	(継続許可申請) 第四条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。 い。 一 三 略 (変更等許可申請) 第五条 条例第四条第五項(条例第六条第八項において準用する場合を含む。) の規定により許可を受けようとする者は、変更又は改造をしようとする日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に変更又は改造の内容を示す図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。 一 九 略

(点検させることを要しない広告物等)

一幕

二 アドバルーン

三 壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。以下同じ。）であつてその使用材料がプラスチックフィルムその他これに類するものであるもの

四 卷付看板（電柱その他柱類に巻き付けられるものをいう。以下同じ。）

(条例第十条の二第二号の規則で定める者)

第十三条の四 条例第十条の二第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が行う屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者

二 広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの点検に關し十年以上実務の經驗を有し、かつ、条例第十条の二第一項第一号又は前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと知事が認めた者

第十三条の五、第十三条の八 略

別表第二 許可の個別基準（第七条関係）

		略	略
		略	略
壁面広告板		略	
		略	
		略	
		略	
		略	略

第十三条の二、第十三条の五
略

別表第二 許可の個別基準（第七条関係）

		略	略
		略	略
壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。）		略	
		略	
		略	
		略	

